

令和元年第 8 回
総 会
8 月

白井市農業委員会会議録

令和元年 8 月 8 日 開会

令和元年 8 月 8 日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年8月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成31年度第5次農用地利用集積計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月23日金曜日
- ・事前審査会（案） 8月30日金曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総 会（案） 9月 6日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠 井 会 長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和元年の8月定例総会に出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ことしの梅雨明けについては、昨年より1カ月ほど遅く明けたのですけれども、明けたと同時に、毎日、大変暑い日が続いております。

梨の出荷作業も最盛期に入ろうとしておりますが、委員の皆様方におかれましては、農作業等で熱中症等ならないよう、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年8月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、芦田恵子委員を指名します。
説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、議案第1号についてご説明をいたします。

1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年8月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字神々廻字前田、地番382番1及び2。

地目、現況ともに田です。

地積は、計2,048平方メートル。

権利者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積は101アール。

義務者は、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転、売買です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

議案第1号、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんと義務者の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに耕してありました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラック1台、耕運機1台、スピードブレーヤ1台、パワーショベル1台です。

田植え機とコンバインは親戚から借りるそうです。

労働力は、夫婦2人です。

年間従事日数は、150日。

農作業歴は20年で、技術力もあります。

将来は、長男が後をやってくれるそうです。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域への支障についても、問題はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

〇〇〇〇さん、この間、本人とお話しして、72歳、奥さんが70歳ということで、本当にできるのかという話で。

事前審査でもありましたように、先行きは長男、せがれさんが農地を引き継いでやる方向であるということだったので、その場で、一生懸命頑張ってくださいということで帰ってきました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、2ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたしま

す。

令和元年8月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字根字清水頭、地番は1836番8。

地目、現況ともに畑です。

地積は、495平方メートルです。

権利者は、白井市掘込 丁目 番 号、〇〇〇〇、義務者は、白井市根 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う使用貸借権の設定で、分家住宅でございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

議案第2号、5条申請に係る調査報告を行います。

審査資料は2番です。

当日の出席者は、権利者の〇〇〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約2キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第1種、第3種には該当しない農地であることから、第2種農地として判断いたしました。

転用目的は、分家住宅用地です。

現在、〇〇さんは、ご夫婦と男の子2人いて、借家住まいをしていますが、将来のことを考え、当該申請地に分家住宅を建築したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅ということで、申請面積は495平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画となっております。

上水は市営水道より供給を受け、污水、雑排水は合併式浄化槽により処理し、側溝に接続放流します。

道路側より敷地奥側に低く傾斜しているため、敷地全体を最大で60センチの盛土をし、周囲は二、三段のブロック積みで隣接地への雨水、土砂等の流出を防ぎます。

また、隣接農地は自己所有地ではありますが、近隣農地の所有者の方々には、住宅建築について説明済みであります。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思わ

れます。

以上で、調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

先日、事前審査会が終わった後に、権利者と義務者2人に別室で会って話を伺ってきました。

〇〇さんは〇〇さんのお子さんと、仕事も親の経営する幼稚園で働いているということで、毎日、実家がある幼稚園のほうへ通っています。

それで、さっき班長から報告がありましたけれども、お子さんも小さいということで、実家の近くに住むということと、あと、仕事もすぐ近くにあるので、ここに家を建てれば親の世話もできるし、子供の面倒も見てもらえるという形で、非常にいい状態になるそうです。

それで問題ないと思いますので、それだけ報告します。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成31年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、3ページをごらんください。

議案第3号 平成31年度第5次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成31年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和元年8月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページは、市長からの協議文です。

5ページ、一覧表をごらんください。

番号1、大字名内字宮脇、地番394番8。

地目は畑。

利用権設定面積は、合計1,091平方メートルのうち500平方メートル。

種類が賃貸借。

内容、畑作。

期間、3年。

賃料は2万円。

支払い方法は、口座払い。

利用権を設定する者は、白井市名内、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市名内、〇〇〇〇。

経営面積は175アール、内容は新規でございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

先日、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにお話を聞いてきました。

〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあり、〇〇さんは80歳という高齢であり、1人で農業をしていて後継者もないため、今後のことを考えて親戚の〇〇さんに貸すこととしたそうです。

現地は、ちょうどパイプハウスが建っていて、〇〇さん自体、ほかにもハウスをやっていますので、何ら問題なく耕作していただけたと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成31年度第5次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成31年度第5次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、6ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年8月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページの①は農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

続きまして、9ページに移りまして、②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

表紙に戻っていただきまして、(2)のその他でございますが、9月の事前審査会、総会の日程につきまして、申請受け付け締め切りは8月23日金曜日。

事前審査会の案は、8月30日金曜日です。

担当は第1班、時間は午前9時からで、この場所で行います。

総会(案)につきましては、9月6日金曜日、時間は午後4時から、この場所で行います。

以上でございます。

笠井会長 それでは、本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人